

広島県告示第四百二十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項の規定によつて、公有水面の埋立てによつて次の表の上欄に掲げる土地が福山市の区域内に生じた旨及び同法第二百六十条第一項の規定によつて当該土地を同表下欄に掲げる字の区域に編入する旨、福山市長から届出があつた。

平成二十一年四月二十三日

広島県知事 藤 田 雄 山

位 置	上 欄	
	面 積	下 欄
福山市田尻町字灘二八七〇の七、二九〇〇の三及び同町字藤ノ棚乙三四九五の一の地 先公有水面	五、四七五・七二平方メートル	福山市田尻町字灘